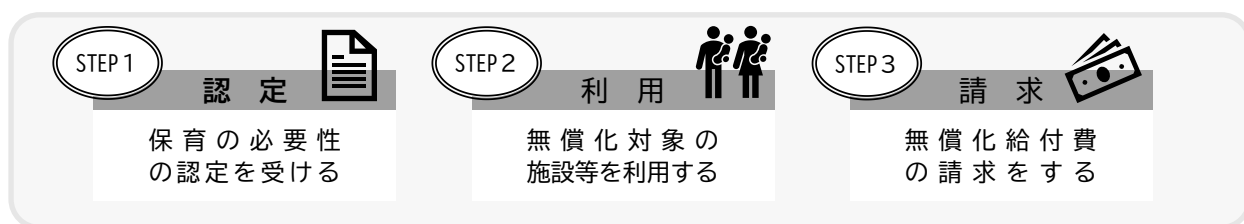


令和9年度 横浜市給付認定申請案内 (認可外保育施設等)

保育の必要性の認定を受けると、認可外保育施設等の利用料について、無償化の給付を受けることができます。この給付を受けるためには、以下の手順を踏む必要があります。



この案内では、横浜市にお住まいで認可外保育施設等を利用される方向けに、認定申請に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容をよく読み、手続きをしてください。

この案内の「認可外保育施設等」とは、

- ①届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む） ②一時保育 ③病児保育事業
④乳幼児一時預かり事業 ⑤横浜子育てサポートシステム（送迎のみを除く）
⑥企業主導型保育事業（地域枠） ⑦横浜保育室（3～5歳児クラス）等の施設・事業のことです。

※ 令和6年10月以降は、「認可外保育施設基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ、無償化の対象となります。無償化対象施設等は横浜市のウェブサイト(幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧)を確認してください。

※ 横浜保育室(0～2歳児クラス)を利用される方は「令和9年度横浜市保育所等利用案内」の「横浜保育室について」を参照してください。

※ 企業主導型保育事業（従業員枠）を利用される方は、横浜市から認定を受ける必要はありません。

もくじ

1 対象となる方.....P.2	5 無償化給付費の請求について.....P.9
2 申請にあたっての同意事項（重要）.....P.2	6 こんなときは必ず申請してください.....P.11
3 給付認定申請の手続き.....P.3	7 お問合せ先.....P.12
4 申請に必要な書類.....P.6	

令和9年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

※ 実際の保育は、上記の表どおりのクラス編成ではない場合がありますが、その場合も生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内を確認してください。

1 対象となる方

認可外保育施設等を利用する方は、以下の全ての要件を満たし、横浜市から認定を受けた場合に、幼児教育・保育の無償化にかかる給付(以下、「無償化給付」という。)の対象となります。

下記フローチャート「無償化給付の対象ですか？～認可外保育施設等を利用する場合～」もあわせて確認してください。

《無償化の認定を受ける要件》

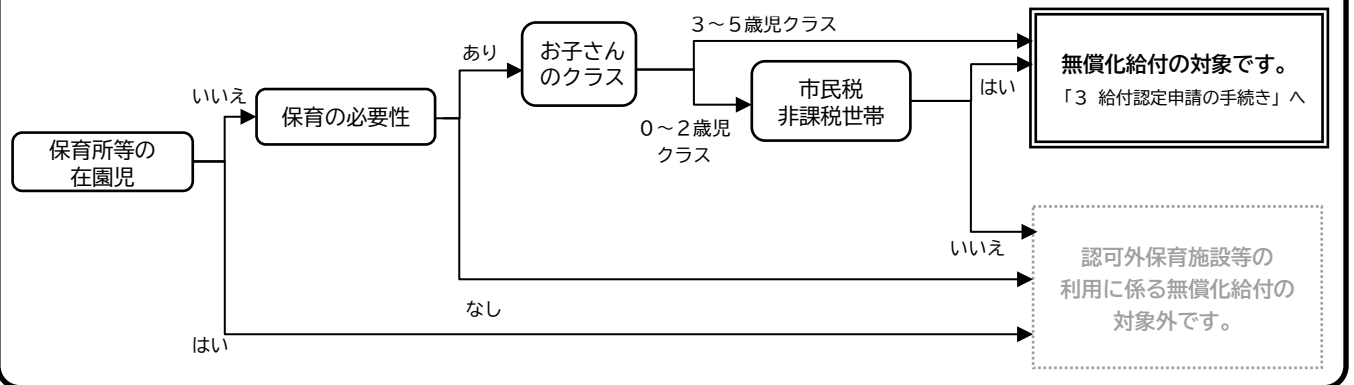
- ① 保育所等(※1)に在園していない
- ② 横浜市の「保育の必要性の認定基準」を満たす
- ③ ・3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、又は、
・0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯等(※2)の子ども

※1 認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・

認定こども園、横浜保育室(0～2歳児クラス)、年度限定保育事業、企業主導型保育事業(従業員枠)

※2 生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含みます。給付認定保護者とその配偶者の市民税(所得割額・均等割額)が非課税の場合は、同居の扶養義務者(祖父母等)を算定対象に加えることがあります。

《無償化給付の対象ですか？～認可外保育施設等を利用する場合～》



2 申請にあたっての同意事項 (重要)

給付認定申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

- 給付認定申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜市給付認定申請案内(認可外保育施設等)を確認したうえで申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は(提出書類の偽造・改ざん等を含む)、横浜市が給付認定を取り消すことがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第16条(第30条の3により準用される場合を含む)により、必要な情報(地方税関係情報等)について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する(マイナンバーを用いた情報連携を含む)ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。

- 子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 令和9年4月認定開始(変更)の場合、給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請については、令和9年3月末までに結果を通知します。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要がある際には、当該認定を変更します。
- 申請時点から世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに申請・届出を行ってください。申請・届出が遅れた場合、認定等に影響する可能性があります。
- 法第30条の4 3号認定を申請するにあたっては、市町村民税世帯非課税者に該当することを申告します。

3 給付認定申請の手続き

無償化給付を受けるためには、あらかじめ保護者がお住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請し、施設等利用給付認定（以下、「給付認定」という。）を受ける必要があります。

※ 申請受理日より前にさかのぼって給付認定を受けることはできません。

（申請受理日は、区役所にて申請書を受理した日です。）

(1) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「② 給付認定保護者になる保護者（申請者）」欄に記載のある保護者が、「給付認定保護者」となります。下枠内に示しているように、すべての手続きは、「給付認定保護者」が行います。（保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。）

- ・原則、書類内容等について確認がある場合は、「給付認定保護者」へ連絡をします。
- ・原則、申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「給付認定保護者」です。
- ・原則、横浜市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- ・原則、無償化給付費の請求時の申請者及び給付時の支給先となります。
- ・給付認定保護者を変更する場合には、必ず本人の同意が必要になります。

※ きょうだいがいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

※ 一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際には、くれぐれもご留意のうえ、申請してください。（※給付認定保護者の変更はP.11 参照）

(2) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から30日以内に、給付認定決定通知書※が交付されます。通知書がご自宅に届くまで日数を要しますので余裕をもって申請してください。

ただし、令和9年4月認定開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、給付認定申請の結果は令和9年3月末までに交付します。

※ 給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由等を記載しています。

※ 紛失した場合はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請することで再交付できます。

(3) 現況確認について

給付認定を受けた方は、保育の必要性が継続していることを、毎年、横浜市に届け出る必要があります。届出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、無償化給付を受けられなくなることがありますので、必ずお手続きをお願いします。

詳細は令和9年4～6月ごろ、横浜市ウェブサイトにてお知らせします。

(4) 認定区分

認可外保育施設等を利用し無償化給付を受けるためには、認定区分「エ」法第30条の4 2号／3号認定を受ける必要があります。給付認定申請書の認定区分「エ」に✓を付け、申請してください。

記号	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第19条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第30条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第19条 2号／3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第30条の4 2号／3号認定	施設等利用給付認定	あり

《注意》企業主導型保育事業（地域枠）をご利用の方へ

企業主導型保育事業（地域枠）を利用し無償化給付を受ける場合、横浜市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。その際は、上記案内に関わらず、給付認定申請書の認定区分「ウ」（法第19条 2号／3号認定）に✓を付け、申請してください。

※ 企業主導型保育事業の無償化給付の詳細については、事業実施者に問い合わせてください。

※ 企業主導型保育事業（従業員枠）を利用される方は、横浜市から認定を受ける必要はありません。

記号	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第19条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第30条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第19条 2号／3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第30条の4 2号／3号認定	施設等利用給付認定	あり

(5) 保育の必要性の認定

保護者のいずれもが、以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（認定基準の詳細は、ページ下部の URL・二次元コードより参照してください。）

※ 保育の必要性の認定基準を満たさないときは、求職中認定となる場合があります。

保 護 者 の 状 況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月 64 時間以上働いているとき※ ¹	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※ ²
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月 64 時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※ ³	3 か月以内
大学や職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業中に認可外保育施設等の利用を継続するとき※ ⁴	育児休業が終了するまで

月 64 時間以上の条件がある事由について

1 週の時間をひと月の時間に換算する必要がある場合は、【1 週の時間×4.3 倍】とします。

（例）1 週の就労時間が 15 時間の場合、ひと月の就労時間は、64.5 時間（15 時間×4.3 倍）となります。

※¹ 復職前提の就労認定について

・認可外保育施設等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月 1 日までに復職する必要があります。

（例）4 月 1 日利用開始の方は、4 月 1 日～4 月 30 日の間に育児休業を終了し、5 月 1 日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、無償化給付を受けることができなくなります。

※² 出産事由の認定の有効期間について

・出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して 8 週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産予定日が 9 月 5 日の場合、「出産予定日から起算して 8 週間後の日の翌日」は 10 月 31 日であるため、認定有効期間の終期は 10 月 31 日となります。

※³ 求職中の認定について

・認定基準を満たすことを証明する書類（月 64 時間以上就労することを証明する「就労証明書」等）を提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、無償化給付を受けることができません。

※⁴ 育児休業中の給付認定について

・育児休業中に認可外保育施設等を引き続き利用する場合は、「P. 11 <注意>」を確認してください。

認定における基準や考え方について定めている「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」及び「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」は、以下の横浜市ウェブサイトからご覧いただけます。

【横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等】で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/kijun.html>



4 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認のうえ、お住まいの区の区役所子ども家庭支援課へ提出してください。書類に不明な点がある場合は、横浜市から電話等で内容を確認することがあります。

なお、提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書（兼認定内容確認票）	必ず表面・裏面とも記入してください。
C 利用施設等届出書	利用する施設・事業名等を記入してください。
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	P. 8を確認のうえ、用意してください。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なります。 下の表を確認してください。

【保育を必要とすることを証明する書類】※すべての保護者について提出が必要です。

保護者の状況	必要な書類	
就労 働いているとき （内定の場合を含む）	就労証明書 ・ 2026年9月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が提出日から6か月より前のものである場合、就労認定とならない場合があります。 ・ 必ず、裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」を確認してください。 ・ 就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。 ・ 横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。 ・ 必ず、横浜市ウェブサイト（もしくは裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」）をご確認ください。作成を依頼する就労先にも、確認するようお伝えください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html	
出産 妊娠しているとき、 出産の準備や出産後の 休養が必要なとき	母子健康手帳の コピー	「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」 のコピー ※横浜市の母子手帳はP. 4に分娩（出産）予定日欄があります。
病気・ けが 保護者が病気・けがのとき	診断書等	医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害 保護者に障害があるとき	なし	横浜市内で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、障害者手帳等のコピーを提出していただく場合があります。
介護・ 看護 病人や障害者、要介護 者を介護しているとき	・ 病人の診断書または 介護を受けている方の 障害者手帳等※のコピー、 介護保険被保険者証の コピー等 ・ タイムスケジュール	・ 病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・ 介護に従事していることが分かるタイムスケジュール ※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等 （記載がある場合）が確認できる部分のコピー 愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
	通所（通学）の付添い をしているとき	・ 通園・通学証明書 ・ タイムスケジュール ・ 通所（通学）先の発行する証明書 ・ 付添いのタイムスケジュール

保護者の状況		必要な書類	
通学	保護者が学校に通っているとき	・在学証明書 ・在学期間・時間割の分かる資料	時間割表が提出できない場合は授業内容等が分かる書類（カリキュラム等）およびタイムスケジュール
育児休業	育児休業中に認可外保育施設等の利用を継続するとき	育児休業証明書	※必ず、P.11「注意」を確認してください。

＊ 証明書等の提出がない場合には、求職中扱い（認定期間が3か月）となります。

＊ 様式および記入例は、横浜市ウェブサイト(P.12)からダウンロードできます。

(2) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、該当する保護者について必要な書類を提出してください。（例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。）

※ マイナンバー連携により、税情報が取得できなかった場合、住民税（非）課税証明書の提出を求める場合があります。

状況	必要書類
令和7年中に 海外勤務または居住期間がある方 ※令和9年4月～8月に認定開始となる方 ・令和8年1月1日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・海外収入申告書（収入がない場合も提出してください） ・令和7年中の海外勤務期間中の収入や所得額、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】（会社からの給与支払証明書等） ※ 国内での所得もあった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和8年中に 海外勤務または居住期間がある方 ※令和9年9月～令和10年3月に認定開始となる方 ・令和9年1月1日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・海外収入申告書（収入がない場合も提出してください） ・令和8年中の海外勤務期間中の収入や所得額、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】（会社からの給与支払証明書等） ※ 国内での所得もあった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

《注意》

申請内容に虚偽（提出書類の偽造・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。

また、事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行うなど、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

なお、就労証明書等の記載事項について就労先事業者等に問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。

(3) マイナンバーの提出について

給付認定の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

《提出書類》

- (1) マイナンバー記入用紙

(2) 本人確認書類

① 番号確認書類

② 身元確認書類
- 給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方

の分を提出してください。

(申請児童およびその他の方の書類は不要です。)
- ※ 認定申請書類と一緒に提出してください。

ア マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。)

イ 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認」と「②身元確認」)が必要です。

※ 提出の際の注意点

郵送申請の際は、「マイナンバー本人確認書類貼付台紙(郵送申請用)」に「本人確認書類のコピー」を貼付したうえで、申請書類とともに封筒に入れてください。ただし、住民票の写しについては、原本を貼付してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。(コピーを用意していただく必要はありません。)

① 番号確認書類	いずれか1点	
	・ マイナンバーカード (裏面) ・ 通知カード※ ・ マイナンバーが記載された住民票の写し (または住民票記載事項証明書) ※ 通知カードの記載事項 (住所、氏名等) が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。 郵送申請の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを貼付	
② 身元確認書類	1点で可能なもの (顔写真付の公的証明書)	
	・ マイナンバーカード (表面) ・ パスポート ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 在留カード ・ 運転免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 愛の手帳 (療育手帳) 等	
	2点必要なもの A 2点 または A 1点とB 1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの	B 顔写真付の証明書 顔写真の掲載があるもの
郵送申請の場合 ① 顔写真 ② 氏名 ③ 生年月日または住所 が分かる面のコピーを 貼付	・ 資格確認書 (健康保険) ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 等	・ 学生証 ・ 法人が発行した証明書 ・ 公的機関発行の資格証明書

5 無償化給付費の請求について

無償化給付を受けられるのは、施設等利用給付認定2号／3号を持つお子さんが無償化対象施設を利用した場合のみです。受給するためには、横浜市に対して請求を行う必要があります。

(1) 無償化給付の対象および支給限度額について

無償化給付の対象となるのは、施設に支払った利用料から無償化対象外費用※を除いた金額に限ります。

※ 無償化対象外費用：日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費などの費用

下記限度額までの利用料が無償です。

クラス	月当たりの支給限度額
3～5歳児クラス	40,300円
0～2歳児クラス(市民税非課税世帯等に限る)	45,700円

【注意】月途中で認定の開始・終了がある場合、認定期間分の日割り金額がその月の支給限度額になります。

(2) 無償化給付費の請求に必要な書類について

① 施設等利用費交付申請書兼請求書（以下、『請求書』という。）

請求書はA票とB票の2種類あり、施設の類型によって使用する様式が異なります。

認可外保育施設等を利用している方は、A票の請求書の提出が必要です。

振込先は原則給付認定保護者名義の口座にしてください。

【注意】給付認定保護者の間違いによる給付の遅れが増えています！

給付請求書を記入する際は、区役所が発行した『給付認定決定通知書』に記載されている給付認定保護者を必ずご確認ください。申請してください。

給付認定決定通知書を紛失した場合はお住まいの区の区役所こども家庭支援課に問い合わせてください。

→P. 3 (2) 給付認定申請の結果について

② 特定子ども・子育て支援の提供にかかる証明書（以下、『提供証明書』という。）

請求の際には各施設が発行する『提供証明書』の添付が必要となりますので、保護者氏名・認定期間等を記載したうえで施設に提供証明書の交付を依頼してください。

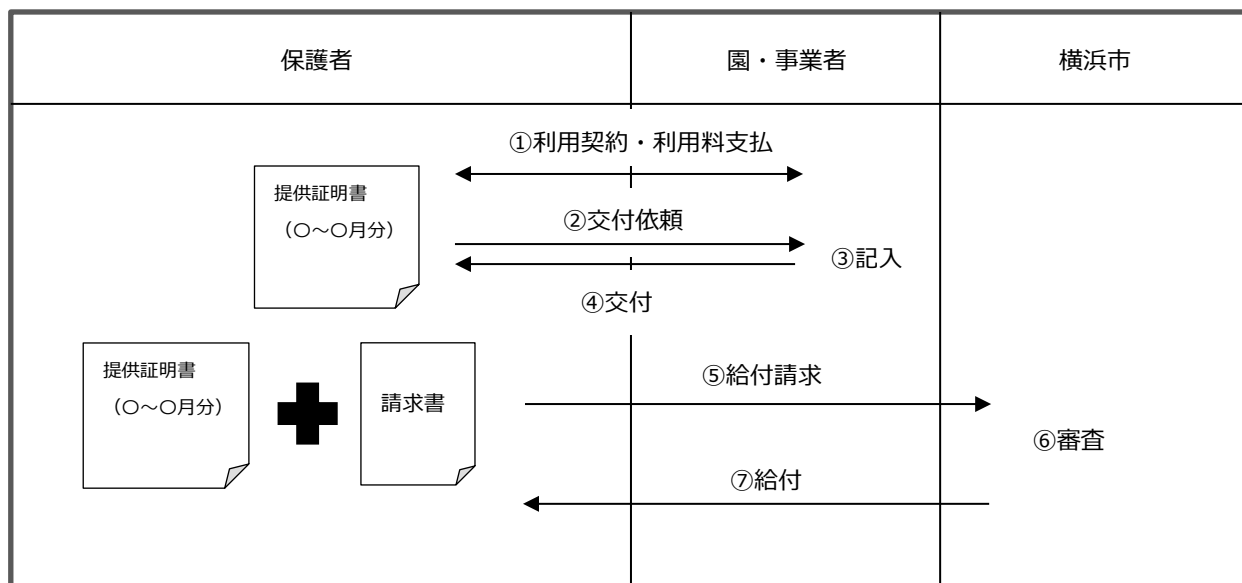
※ 提供証明書には、1か月分の様式と3か月分まとめて1枚に記入できる様式の2種類がありますので、どちらかを利用してください。

③ 振込先口座の通帳の写し

※ 通帳の写しがない場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる資料を添付してください。

(3) 請求の流れについて

- ① 保護者は、施設に利用料を支払います。
- ② 保護者は、提供証明書に氏名・認定の有効期間等を記載後、施設に交付を依頼します。
- ③・④ 施設は、保護者の依頼を受けて、提供した支援の内容等を月ごとに記載し、保護者に交付します。
- ⑤ 保護者は、請求書に記載済みの提供証明書を添付し、横浜市に給付請求を行います。
なお、⑤の請求は四半期ごとに行います。
(4-6月分：7月請求、7-9月分：10月請求、10-12月分：1月請求、1-3月分：4月請求)
※ 複数の施設を併用した場合は、利用した施設ごとの提供証明書が必要です。
- ⑥・⑦ 横浜市は、請求に基づき審査を行い、2か月を目途に指定の口座に直接振り込みます。



【注意事項】

- ・ 請求は、郵送または電子申請による受付です。
- ・ 請求書や提供証明書に誤りがある場合は、無償化給付を受けることができません。
- ・ 請求権は時効により2年で消滅します。

請求受付期間、提出先、請求に必要な書類等の詳細及び請求方法をまとめた「施設等利用費給付の手引き」は横浜市ウェブサイト「施設等利用費の請求方法」に掲載していますので、必ず確認してください。

横浜市 施設等利用費の請求

検索



≪横浜保育室（0～2歳児クラス）・年度限定保育をご利用される方(市民税非課税世帯等に限る)≫

市民税非課税世帯等の方も無償化給付の対象となりますが、給付の手続きは施設を通じて行いますので、上記(3)のように、横浜市に直接請求する必要はありません。

なお、横浜保育室(0～2歳児クラス)の詳細は「令和9年度横浜市保育所等利用案内」の「横浜保育室について」を参照してください。

また、年度限定保育の詳細は横浜市ウェブサイト「年度限定保育事業のご案内」を参照してください。

注意：横浜保育室(0～2歳児クラス)または年度限定保育の利用者で、別の認可外保育施設等を利用した場合の利用料は、無償化給付の対象外となります。

6 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、就労状況の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際は、下の表に定める書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出し、給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他必要な書類
横浜市外に転居する	-	認定取消・利用取消申請書
横浜市内で転居した	○※	※給付認定保護者の変更を伴う場合は、認定変更申請書を用いて手続きを行うことができません。給付認定保護者の変更を希望する場合は、本ページ下部の〈留意点〉をご覧ください。
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)		
仕事をやめた(求職中になった)		
転職・就職・就労状況が変わった場合 (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)	○	就労証明書
妊娠した(出産事由に変更したい場合)／産前産後休業(出産事由の認定期間(P.5の※2))に入る	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ ※横浜市の母子手帳はP.4に分娩(出産)予定日欄があります。
育児休業を取得し、施設等の利用をやめる	-	認定取消・利用取消申請書
育児休業が終了し、仕事に復帰する	○	就労証明書 ※復職後に就労先事業者等に記入してもらい、復職後2週間以内に提出してください。
当該児童以外について、育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する(※必ず表下の「〈注意〉育児休業中の利用継続認定について」を確認してください。)	○	育児休業証明書
当該児童以外について、取得中の育児休業期間を延長する		
市民税非課税世帯等ではなくなった (0～2歳児クラスのみ)	-	認定取消・利用取消申請書
その他家庭の状況に変化があった	○	変更内容が分かる資料

＜留意点＞給付認定保護者(P.3参照)を変更する場合の手続きについて

給付認定保護者を変更する場合には、「認定変更申請書」ではなく、「給付認定保護者の変更に係る申請書」の提出が必要です。保護者の双方の同意が確認でき、世帯構成員の変更がない場合のみ申請が可能であり、保護者双方での窓口来庁による意思の確認、または、委任状及び委任者の本人確認書類の提示が必要です。また、世帯変更を伴うなどのご家庭の状況によっては、現在の給付認定保護者が作成した「認定取消・利用取消申請書」および、新たに給付認定保護者となる方が作成した「給付認定申請書」での手続きが必要となる場合があります。どの手続きを行う必要があるかご不明な場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課(P.12)までお問い合わせください。

＜注意＞育児休業中の利用継続認定について

在園児以外の子(第2子等)の育児休業を取得する場合には、既に利用中の施設を継続する場合で、当該育児休業の間に継続して利用することが必要であると認められる場合や地域型保育事業等を利用する児童が卒園(3月31日まで在園)後も育児休業中の利用継続を希望する場合には、育児休業中の利用継続での給付認定を受けることができます。

1 育児休業中の利用継続認定を受けることができる条件

- (1) 育児休業の取得以前から認可外保育施設等を利用していること かつ
- (2) 育児休業中も同一施設を利用すること

2 育児休業中の利用継続認定を受けることができる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

3 注意事項

利用施設等届出書の提出がなく、施設利用開始日の確認が出来なかった場合には、確認のため別途在園(利用)証明書や契約書等の提出を求める場合があります。

7 お問い合わせ先



書類の書き方、無償化については、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：045-840-6064 FAX：045-211-4253

開設日時：午前8時から午後8時まで、年末年始を除く毎日

その他のお問合せは、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見	510-1816	510-1887	金沢	788-7795	788-7794
神奈川	411-7157	321-8820	港北	540-2280	540-2426
西	320-8472	322-9875	緑	930-2331	930-2435
中	224-8172	224-8159	青葉	978-2428	978-2422
南	341-1149	341-1145	都筑	948-2463	948-2309
港南	847-8498	842-0813	戸塚	866-8467	866-8473
保土ヶ谷	334-6397	334-6393	栄	894-8463	894-8406
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2524
磯子	750-2435	750-2540	瀬谷	367-5782	367-2943

利用案内・様式のダウンロードなど

≪横浜市ウェブサイト≫

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/>

